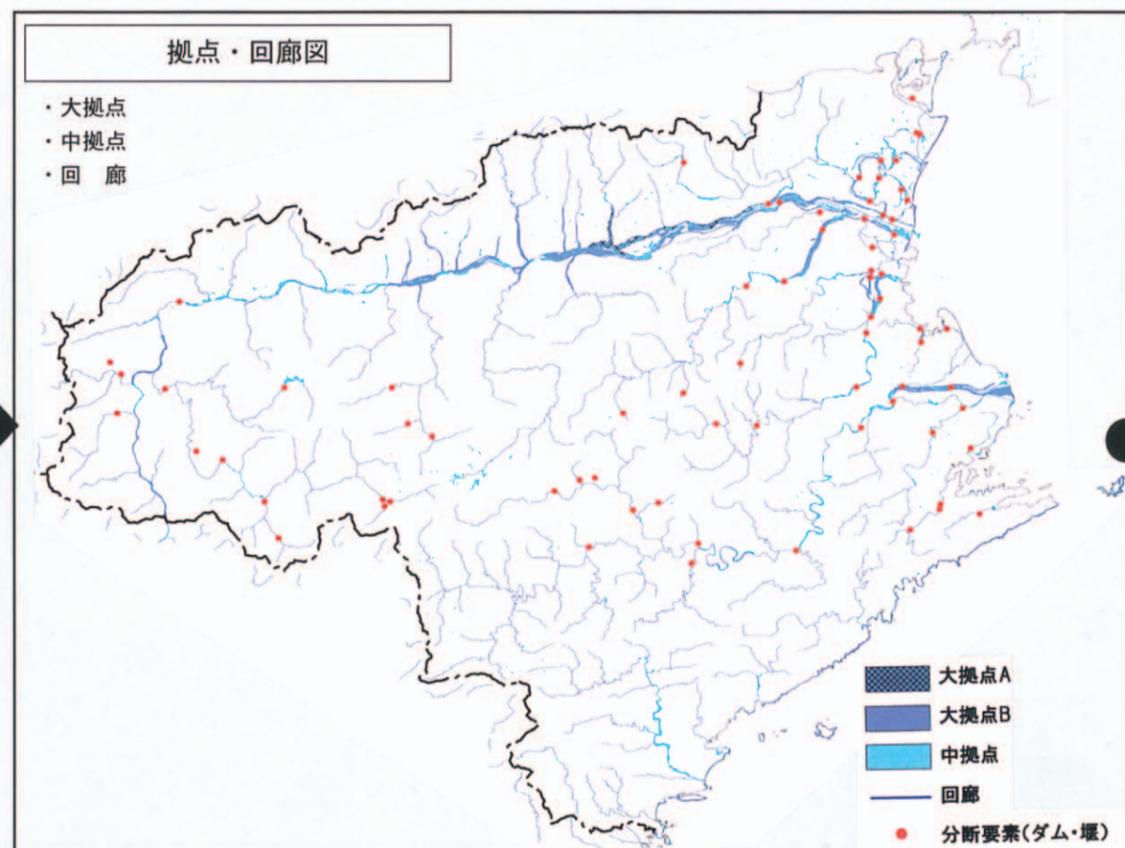
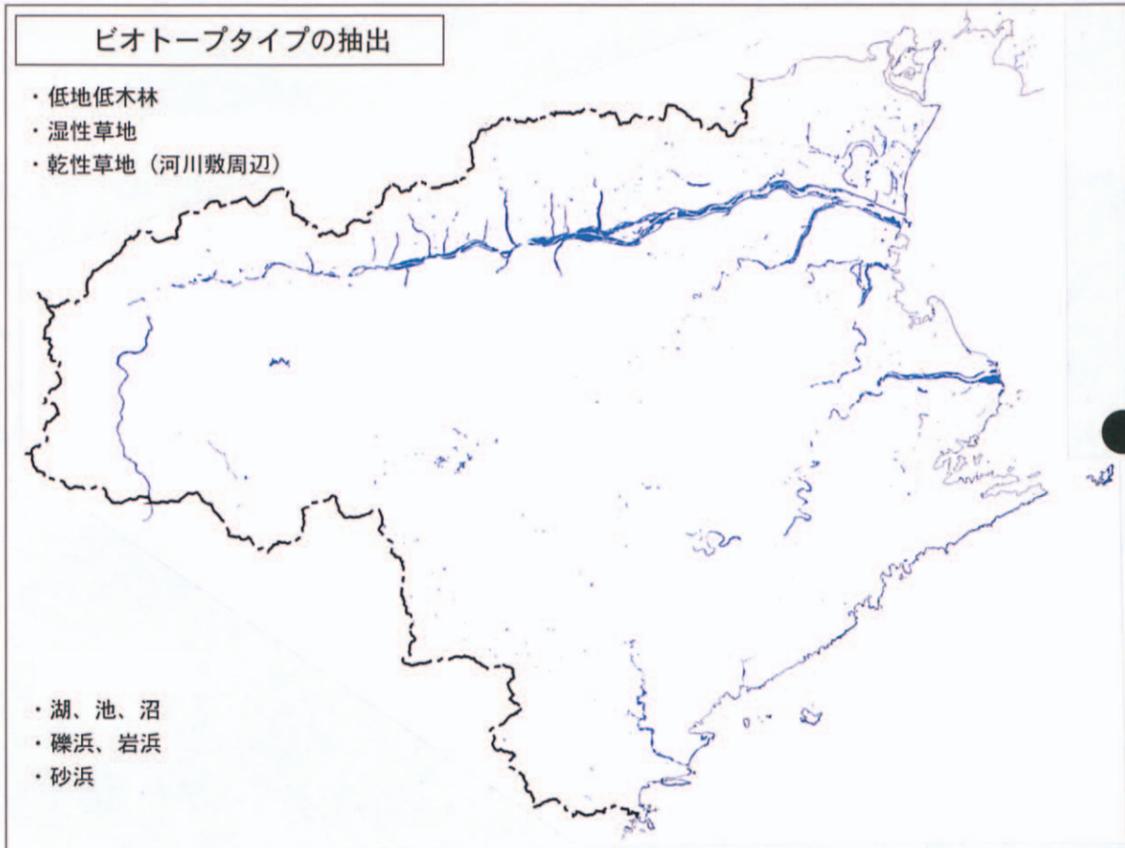


【水 辺】



広域ピオトープネットワーク現況図へ



とくしまビオトープ・プラン 広域ビオトープネットワーク現況図

1:350000

6-5 ビオトープネットワークの発展方針

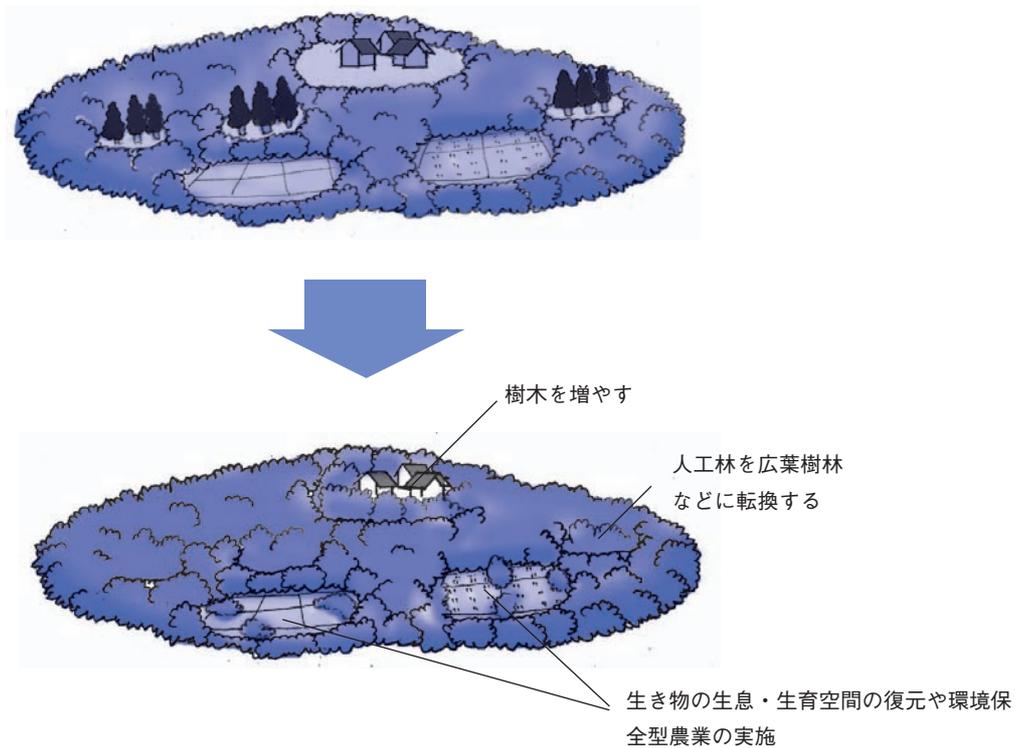
ビオトープネットワークを発展させていくための方針を示します。

(1) 拠点の拡充

1) 拠点の質の向上

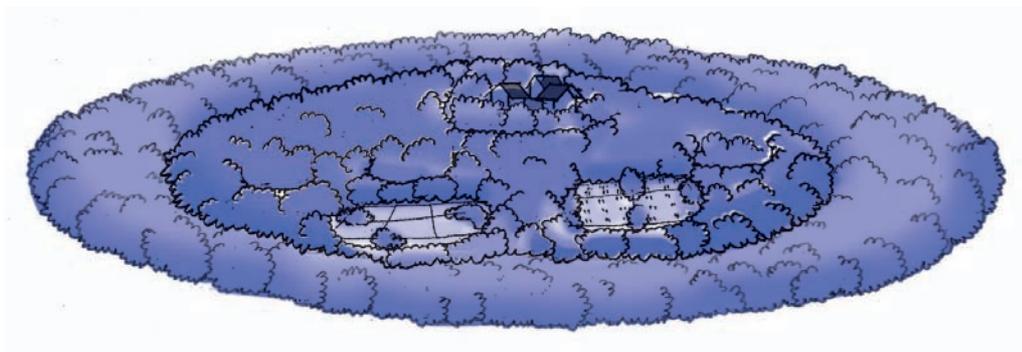
拠点において重点的に各種ビオトープタイプの生態的な質の向上を図る^{注)}。

注) 方策については p.98 ビオトープタイプ別目標設定の指針を参照のこと。

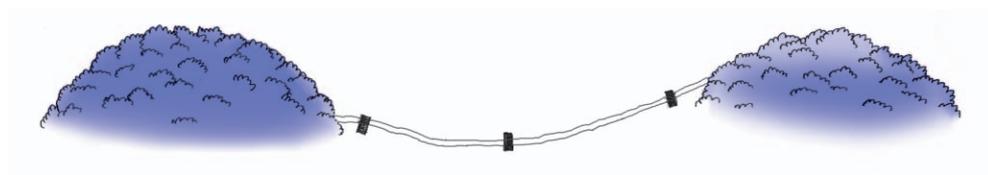


2) 拠点の拡大

生物多様性を高めるために、拠点の拡大を図る。特に、山地地域において、人工林の中に島状に浮かぶ拠点の拡大を図る。

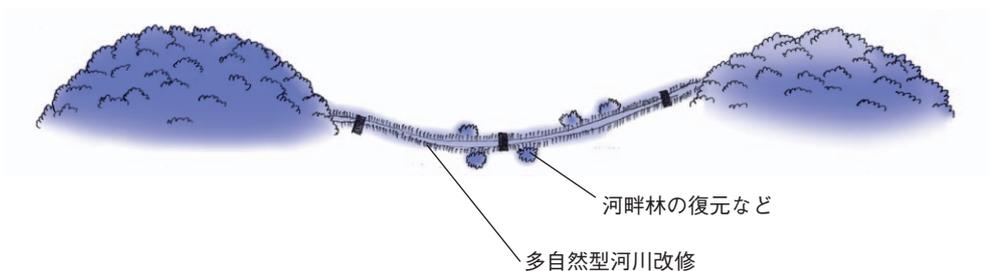


(2) 拠点間のネットワーク強化



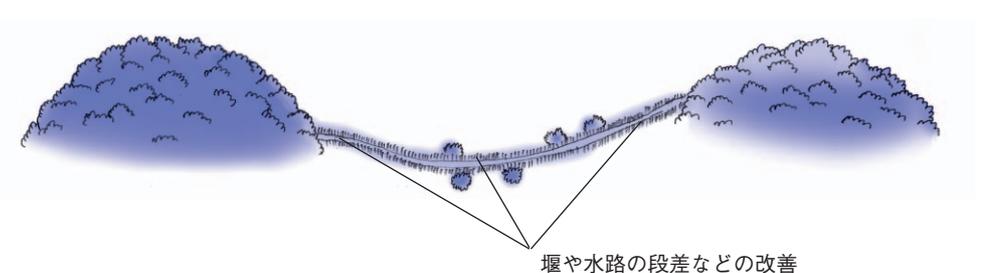
①回廊の機能強化

魚類、哺乳類、鳥類などの移動空間となっている河川と沿川におけるビオトープの保全、復元、創出を進め、生態的回廊としての機能を高める。



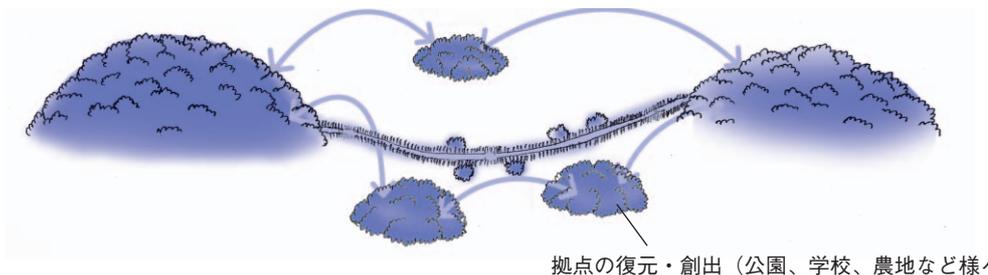
②分断要素の解消、緩和

河川において、魚類などの移動の障害要因となる堰や水路の段差などの改善を図る。また、哺乳類、両生爬虫類、昆虫類などの地上移動性の動物の移動を障害する道路を始めとする施設の改善を図る。



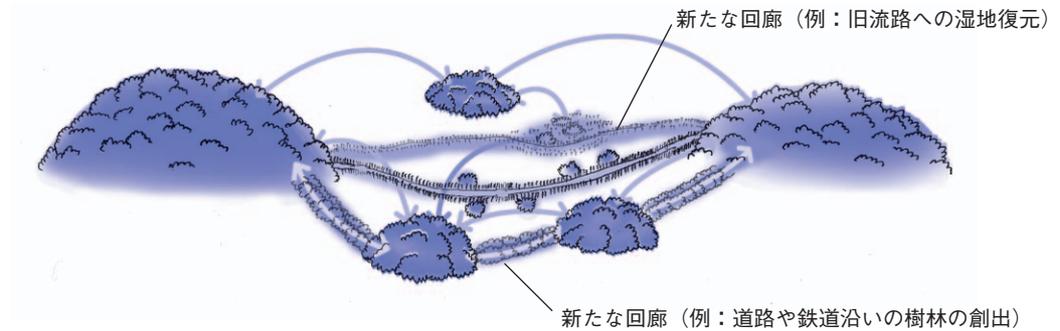
③飛び石状の拠点の復元、創出

既存の拠点間に位置する拠点の復元、創出を図り、飛び石によるネットワーク経路を復元、創出する。



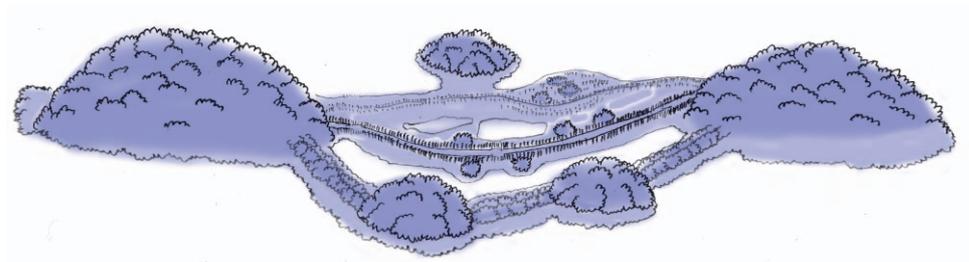
④回廊の創出

河畔林の復元、創出や、人工林の広葉樹林への転換などによる、樹林地のビオトープネットワークの回廊の復元や、旧流路への湿地、流れの復元などにより新たな回廊の創出を図る。



⑤回廊の拡大

回廊の周辺への拡幅を図り、機能を充実させる。



6-6 ビオトープネットワーク方針図とその活用方法

(1) ビオトープネットワーク方針図の作成

ビオトープネットワークの発展方針に基づき、全県レベルのネットワークを示した「広域ビオトープネットワーク方針図」（縮尺1：350,000）と、小拠点や他のビオトープタイプも示した「ビオトープネットワーク方針図」（縮尺1：100,000）の2種類の方針図を作成しました。以下に作成方法を示します。

◇ビオトープネットワーク方針図の作成方法

ビオトープネットワーク形成の方向を示し、ネットワークの段階的な形成を図るために、拠点の拡大、ネットワークの強化を2段階で表示する。

① 拠点の拡大

○大拠点、中拠点を拡大し、ビオトープとしての機能を高める。

大拠点、中拠点について、外周から100 m^{注1)}、250 m^{注2)}の範囲を抽出する。

② 拠点間のネットワークの強化

○小拠点が密集している地域を、ネットワークを重点的に図る場所とする。

小拠点（樹林地の場合は1ha以上50ha未満。水辺の場合は10ha未満。）の間隔が200 m未満^{注1)}のものを統合し、その合計面積が50ha以上^{注3)}の地域を抽出する。また、その地域から250 m^{注2)}の範囲を抽出する。

○河川を軸としてネットワークの強化を図る。

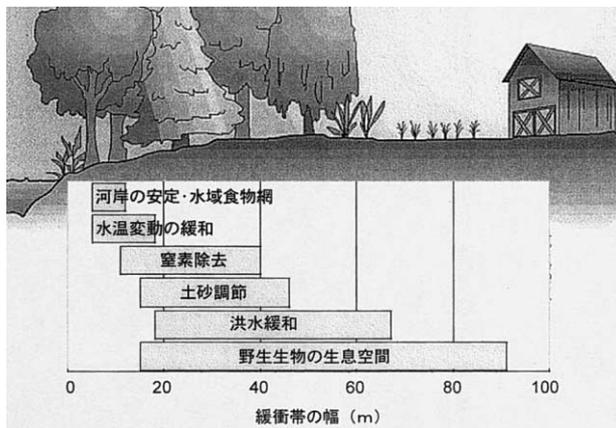
河川の両岸50 mと100 m^{注4)}の地域を抽出する。

注1) 「いくつかの調査が示しているように、小さな森または耕地内樹木群の間に、250 m以上の幅を持って横たわる耕地は、そこで繁殖する鳥類にとって、飛んで渡ることができない。150～200 mの間隔が開いてしまうと横断できないという調査もある。」(ドイツ「農村整備における生態学的収支(1991)」)をもとに、拠点間の距離が200 m未満であれば、将来的なビオトープネットワークの形成が比較的容易であろうと判断した。

注2) 山地地域のビオトープネットワークの分断状況を勘案し、亜高山帯から低山帯までの樹林地のビオトープネットワークを形成するために必要な距離を設定した。

注3) 中拠点の選定根拠に準ずる。

注4) 下記資料に基づき、緩衝帯の多様な機能が発揮される幅として50 mを、野生生物の生息地として機能が発揮される幅として100 mを設定した。



■緩衝帯の特定の目的に対する最低幅の範囲
(U.S. Department of Agriculture, Forest Service Northeastern Area-State & Private Forestry, 1997. Chesapeake Bay Riparian Handbook: A Guide for Establishing and Maintaining Riparian Forest Buffers. より作成)

(2) ビオトープネットワーク方針図の活用方法

各種計画の策定や、事業、活動において、ビオトープネットワーク図との整合に配慮することにより、全県レベルや地域レベルでのビオトープネットワークの発展に役立てることが出来ます。

一方、個別の事業、活動の具体的検討においては、方針図に示されていない地形や小さなビオトープ、構造物などを把握する必要があります。そこで、縮尺1:10,000程度のビオトープ現況図(8.地域ビオトープ・プランの例参照)を作成し、方針図に示された拠点や回廊とのネットワークが図られるようにしていく必要があります。

以下に、ビオトープネットワーク方針図の活用方法について整理します。

本プランで作成し、提供する図面

● 広域ビオトープネットワーク方針図 (縮尺 1 : 350,000)

○主な活用目的

- ・全県レベルの各種計画への、ビオトープネットワークの反映。
- ・個別の事業や活動への、広域的、長期的なビオトープネットワークの反映。

○活用のポイント

- 拠点の位置を把握し、拠点の保全、質の向上、拡大を計画内容に反映する。
- 拠点の発展方向や回廊の位置を把握し、拠点間のネットワーク強化を計画内容に反映する。
- 事業地や活動場所のビオトープネットワーク上の位置づけを把握し、拠点や回廊に位置している場合には、影響を回避・低減する方策を検討する。
- 事業地や活動場所のビオトープネットワーク上の位置づけを把握し、図に示された「拠点の拡大、ネットワークの強化」の方向を基に、県レベルのビオトープネットワークの形成に役立てる方法を検討する。

● ビオトープネットワーク方針図 (縮尺 1 : 100,000)

※本図は5万分の1地形図の区分に準拠して整備しています。

○主な活用目的

- ・地区や市町村レベルの各種計画への、ビオトープネットワークの反映。
- ・個別の事業や活動への、地域のビオトープネットワークの反映。

○活用のポイント

- 樹林地の拠点と水辺の拠点が重複している場所を把握し、樹林地から水辺への連続性とエコトーンの保全、復元を検討する。
- 拠点をつなぐ回廊を把握し、樹林や草地などの復元・創出による回廊の拡幅などによりネットワーク機能を高める。
- 拠点や回廊の分断箇所を把握し、分断箇所については、動物の移動経路の確保を

検討する。拠点が離れて分断している場合には、その結合を検討する。

- 事業地や活動場所のビオトープネットワーク上の位置づけを把握し、拠点や回廊に位置している場合には、影響を回避・低減する方策を検討する。
- 事業地や活動場所のビオトープネットワーク上の位置づけを把握し、拠点や回廊上に位置していない場合には、近接する拠点や回廊とネットワークする方策を検討する。

個別の事業、活動での作成が必要な図面

● ビオトープ現況図（縮尺 1：10,000 程度）

※本図は 8. 地域ビオトープ・プランの例を参照のこと

○図面作成の目的

- ・市町村レベルの計画や、個別の事業、活動において、保全、復元、創出するビオトープや、ビオトープネットワークを検討するために作成する。

○主な活用目的

- ・地区や市町村レベルの各種計画への、詳細なビオトープの分布状況や、地形、構造物などの地域固有の条件の反映。
- ・個別の事業や活動における、詳細なビオトープの分布状況や、地形、構造物などの地域固有の条件の反映。

○図面作成のポイント

- ビオトープネットワーク方針図では示されていない、小さなビオトープを示す。
- ビオトープネットワーク方針図では示されていない、小さな分断要素（道路、水路の段差など）を示す。
- 同時に、地域の地形や生物の生息状況、社会的状況などについて調査を行い、これらの基礎的条件とビオトープとの関係について考察する。

○活用のポイント

- 地形などの基盤条件とビオトープの関係を把握し、地形や水分条件などの基盤条件に応じたビオトープの保全、復元、創出に役立てる。
- ため池などの地域固有のビオトープを把握し、地域性を活かしたビオトープネットワークの形成に役立てる。
- ビオトープネットワーク方針図に示された、拠点や回廊とつながるビオトープを把握し、それを発展させる方法について検討する。
- 拠点間のネットワークを分断する道路や鉄道などを把握し、分断箇所について、動物の移動経路の確保等を検討する。
- 水域を分断している堰や段差を把握し、分断箇所について、動物の移動経路の確保等を検討する。